

報道関係各位

2016年12月20日
株式会社ストライプインターナショナル

初開催 日本最大規模の女性アワード JAPAN WOMEN AWARD 2016 企業部門 総合ランキング「1000人以上の部」にて6位を獲得

株式会社ストライプインターナショナル(本社:岡山県岡山市、代表取締役社長:石川康晴)は、経済誌「Forbes JAPAN」が、女性向けのライフキャリア支援事業を展開する株式会社 LiB の協力のもと開催するアワード「JAPAN WOMEN AWARD 2016」において、企業部門 総合ランキング「1000人以上の部」で、6位を受賞いたしました。

初開催となる本アワードは、女性が働きやすい環境づくりを積極的に行っている企業と、自ら道を切り拓き活躍している女性を表彰する、日本最大規模の女性アワードです。アンケート、WEB での一般投票、評議員の審査を経て、国内企業 1000 社及びキャリア女性 1000 名から受賞企業・受賞者が決定いたしました。

当社では結婚・出産・介護などを機に労働時間を変更できる「時短勤務制度」や、配偶者や子供との時間を大切にするための「日曜日休暇制度」「キッズ休暇制度」など、従業員のライフステージの変化に応じた制度を整えています。また、女性活躍を妨げる最大の要因だと考える長時間労働をなくすため、残業時間削減に全社をあげて取り組み、昨年度の月間平均残業時間が 10 時間を下回りました。

当社は今後も、従業員のライフステージや生活スタイルに応じた制度を整備し、女性を含むすべての従業員が働きやすい環境づくりに力を入れてまいります。

【当社の特徴的な制度】

- 時短勤務制度:結婚、出産、育児、介護の事由により8時間正社員が1日6時間労働または1週の勤務日数を3日(1ヶ月13日勤務)に変更可能
- キッズ時短制度:子供とのふれあいの時間を大切にするため、満10歳未満の子供を持つ社員が1日5時間または4時間の労働時間に変更可能
- 日曜日休暇制度:既婚者かつ販売職の社員が、日曜日に公休取得可能
- 3連休休暇制度:既婚者かつ販売職の社員がGW、お盆、年末年始に3連休の取得が可能
- キッズ休暇制度:子供の行事参加を可能にするため満10歳未満の子供を持つ社員に月1日の特別休暇を付与
- 扶養育児手当:育児世帯への助成制度として、子供の年齢などに応じて最大月額3万円支給
- イクメン推進休暇制度:家事、育児への理解促進のため、満10歳未満の子供を持つ男性社員は月1回、必ず特別休暇を取得する(申請書には家族の署名が必要)

<参考資料>

- Forbes JAPAN 特設サイト:<https://women-award.jp/>

株式会社ストライプインターナショナル 広報部

〒104-0061 東京都中央区銀座4-12-15 歌舞伎座タワー18階

TEL:03-3524-1502 FAX:03-3524-8341 MAIL:public-info@stripe-intl.com